

第1回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年1月26日（金）10：00～11：30
- 場所：総務省7階 省議室
- 出席者：宮脇座長、白川委員、中島委員、菱田委員
菅総務大臣（挨拶のみ）、岡本自治財政局長、椎川大臣官房審議官、
丹下公営企業課長、平嶋地方債課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配布資料】

- 資料1～6

【概要】

- 座長から資料1について説明
- 事務局から資料2～6について説明

- 出席者からの主な意見、やり取り
 - ・ この研究会において目指すものは何か。「新しい地方財政再生制度研究会」の報告書において整理された、「債務調整を行うことを制度化する場合の課題」について一定の方向性を示すこととするのか。
 - ・ この研究会では、課題を克服する手段の検討もあれば、この研究会でも選択肢を掲げられないという整理が為されるものもあろう。そうした整理が議論の入り口になるのではないか。
 - ・ 今後はどのくらいの期間で議論を進めていくか。
 - ・ 地方分権改革推進委員会に議論を引き継いでいくことを念頭に置いており、この研究会に限れば、それが立ち上がる前後までということになるのか。
 - ・ 債務調整に限らず、地方公共団体の再建法制を考える時の基本的スタンスについて、まだ定まっていないのではないか。地方公共団体に民事再生をそのまま当てはめるのが駄目だというのは分かるが、事業者と考えるから駄目なのであって、ある部門単位で見れば個人破産や個人再生など、使えるアナロジーというものもあるのではないか。課題は出てきているが、再建法制を考えるときの全体像が見えてきていないので、まず基本的な方向を議論した上で、様々な法

制度の中でイメージを作れば、個々の課題もそれなりの回答が見えてくるのではないか。

- ・ まずは今まで大枠で整理されてきた内容を典型的に整理した上で、議論をスタートしていくことが、今後の議論の進め方になるだろうか。
- ・ そのように場合分けして、個々の法制のアナロジーが使えるかどうか考えることで、議論の整理もできるのではないか。
- ・ 具体的な議論を進めるためには、ケースを分解して考える必要があるのでは。例えばこれまで議論されてきたのは、地方公共団体のある法人とした全体のコーポレートの論理であるが、金融側から見ればコーポレートもあればプロジェクトもある。全体にリコースするものもあれば、ノンリコースのものもある。優先劣後の関係もある。ケースとして、一つの企業体を取り出して、親元の地方公共団体とノンリコースの関係であるならば、そこで債務調整が発生しても関係ないという議論もあり得る。広域化で隣の市町村に吸収してもらうことがあり得るならば、地方公共団体の清算価値についても考えられる。公債を売るマーケットが何処なのかにより、リスクウエイトの議論も変わってくるのではないか。
- ・ 地方公共団体の側から見れば、お金の使途の問題がある。全体の穴埋めに使っているのか、公企業のために使っているのか。使途が明確なものについては、それだけ取り出して完結するような制度を作るというのも考えられる。問題はその明確かどうかの分け方をどうするのか。法律で分けるのか、必要性で分けるのか等あるのではないか。
- ・ 投資家・金融側から見た分け方と、行政側から見た分け方とを合わせてマトリックスを作り、どんなことが出来るのか検討すれば、そこに民事再生法や会社再生法のような民事関係で処理できるものも出てくるのではないか。
- ・ そういったマトリックスや全体像など、これまで明確でなかった部分を今後、整理し体系化していくことが必要か。
- ・ 再生するという事に焦点を当てると、どうしても効率化の問題が出てくる。それを促進することが、債権者の動機づけになり得るということも考えられるか。
- ・ 本質的な問題として事務や行政の体系の問題があるので、分権の議論に結びつけていく上では、そういった議論が選択肢の一つとしてあるということは共有しておくべきではないか。
- ・ 今後の議論は、まず法律の制度面からの類型化を行って足下を整理し、また全体のマトリックスも整理していくことになるだろうか。